

大項目		その他県営住宅等の円滑な利用の確保に関する業務
中項目	小項目	細項目
団地内貸付店舗等管理業務	団地内貸付店舗等管理業務	<p>団地内貸付店舗等管理業務</p> <p>(1) 貸付手続の案内 ア 出店希望の問い合わせに対し手続きを案内し、県に報告する。</p> <p>(2) 空き店舗の管理 ア 空き店舗の鍵を保管し、出店希望者の下見の際、鍵を開け、内部を案内する。 イ 廃業の店舗の鍵を預かり保管する。</p> <p>(3) 出店者との立ち合い ア 県から出店が決定した旨の通知を受けたら、県と現場を確認の上、出店者に鍵を貸与する。</p> <p>(4) 入店に際しての補修業務。 ア 入店に際して、シャッターなどの共用部分の補修を行う。 イ 外壁、屋根等躯体の破損の補修を行う。</p> <p>(5) 法定点検の立ち合い ア 消防署の査察等、法定点検の実施に際しては立ち会う。また、指摘事項が生じたら、出店者に改善するよう指導する。</p>